

# 犯罪被害者のための刑事手続の実現に向けて

東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出 敏裕

## I. はじめに

「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。」

この一節は、2004年の犯罪被害者等基本法の成立を受けて、翌2005年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、その重点課題の一つである「刑事手続への関与拡充」の意義を説明する文章の中に盛り込まれたものである。犯罪被害者が、捜査・公判を含む刑事手続について、犯人を適正に処罰することにより事件の正当な解決をしてもらいたいという希望を持つのは当然のことであり、刑事手続がその希望に応えるように運用されるべきであることは、それまでも意識されていなかったわけではない。しかし、法律的には、犯罪被害者は、刑事手続の中で証拠方法の一つとしての位置付けしか与えられておらず、自ら刑事手続に参加し、その結果に影響を及ぼす訴訟行為をすることはもちろん、刑事司法機関に対し、事件の正当な解決を求める権利も認められていなかった。このことを象徴的に示す判例としてしばしば挙げられるのが、1990年の最高裁判決である（最判平成2・2・20判例時報1380号94頁）。

その事案は、死亡した被害者の長男が、被害者の妻が保護責任者遺棄罪を犯した疑いがあるとして警察に告訴したところ、嫌疑不十分で不起訴処分とされたことから、事件が不起訴とされたのは警察の担当捜査官及び検察官が捜査を怠った結果であると主張して国家賠償請求を行ったというものである。最高裁は、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではないから、犯罪被害者が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきであると、それゆえに、犯罪被害者は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として国家賠償請求をすることはできないとして、その訴えを退けた。本判決は、直接には、捜査と公訴提起との関係での判断を示したものであるが、同じことは公判や裁判にも妥当することになる。

国家賠償請求を行うためには、「法律上保護された利益」の侵害が必要であるとされており、少なくともその当時の刑事訴訟法における犯罪被害者の地位を前提とするかぎり、刑事手続との関係で犯罪被害者が有する利益が法律上保護された利益にあたらないという本判決の結論に異論を差し挟むことは困難である。しかし、まさしくそうであるがゆえに、本判決は、刑事手

続が犯罪被害者の権利利益の回復を図ることを目的とするものではなく、その意味で、刑事手続が犯罪被害者のためのものではないという前提を覆すためには、犯罪被害者の刑事手続への関与を正面から認める制度を導入する必要があることを認識させるものであったといえよう。

## II. 犯罪被害者支援の展開

### 1. 犯罪被害者等保護関連二法の成立

犯罪被害者の民間支援が開始されたのは、前記の最高裁判決の翌年の1991年であった。その後、1995年の地下鉄サリン事件等をきっかけに、犯罪被害者自身が声を上げ、また、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況がマスコミで盛んに取り上げられたことにより、犯罪被害者への社会的関心が急速に高まることになる。それを受けて、刑事手続の様々な段階で、犯罪被害者に配慮した運用の改善が行われるとともに、2000年には、いわゆる犯罪被害者等保護関連二法が成立するに至る。

刑事手続における犯罪被害者の法的地位の改善という観点から見ると、この段階でその中心となったのは、犯罪被害者への事件に関する情報の提供のための制度であった。1996年に警察の「被害者連絡制度」、1999年に検察庁の「被害者等通知制度」が開始され、また、犯罪被害者保護法により、刑事記録の閲覧・謄写制度と優先傍聴の制度が導入された。自分が当事者となった事件に関する情報の提供を受けることは、犯罪被害者の最も基本的な権利ないし利益であるとされているから、様々なかたちでその実現が図られたことは、それ自体として大きな意味を持つものであったといえる。

さらに、これらとあわせて、刑事訴訟法の改正により、犯罪被害者による意見陳述制度が導入されたことも特筆に値する。同制度は、犯罪被害者が、証人としてではなく、犯罪被害者という立場で、公判でその思いを述べることを認めたものであり、刑事裁判において犯罪被害者が特別な地位を有することを認めたという点で画期的なものであった。これによって、犯罪被害者は単なる証拠方法から脱却したのであり、それは、刑事手続が犯罪被害者のためにもあるという考え方を基礎づけるきっかけとなったともいえよう。

こうした法改正がなされた2000年は、全国犯罪被害者の会（あすの会）が設立された年でもあった。あすの会は、その運動方針の一つとして、被害者の権利の確立を掲げ、これ以後、刑事手続が犯罪被害者のためにもあるという考え方を実現するための活動を強力に進めていくことになる。

### 2. 犯罪被害者等基本法の成立

あすの会をはじめとする民間の支援団体の活動は、政治家を動かし、2004年に、議員立法により、犯罪被害者等基本法が成立するに至った。同法は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を持つことを基本理念として掲げたうえで、犯罪被害者等のための施策に関する国、地方公共団体及び国民一般の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本事項を定めている。そして、その中に、

刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備を行うべきことが明記された(18条)。冒頭に掲げた犯罪被害者等基本計画の一節は、これに対応するものである。

基本計画では、「法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接に関与することができる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する」ものとされていた。基本計画の閣議決定を受けて、2006年の9月に、法務大臣から法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備に関する諮問がなされたが、そこには、検討事項の一つとして、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度が明示されていた。そして、諮問事項を審議すべく、同年10月から、法制審議会の刑事法部会が開催されることになったのである。

### Ⅲ. 被害者参加制度の導入

法制審議会刑事法部会は、翌2007年の1月まで8回にわたって行われ、筆者も幹事として審議に参加する機会を得た。部会では、基本計画において法整備が求められていた多数の事項が審議されたが、犯罪被害者の刑事裁判への関与というテーマは、部会の参加者の間で最も意見が対立したものであり、最終的に被害者参加制度の導入という結論に至るまでに、激しい議論の応酬がなされた。

部会での審議は、あすの会が作成した「訴訟参加制度案要綱」をたたき台として議論が進められた。同要綱は、訴訟参加した犯罪被害者に、公判への出席権、証人尋問権、被告人への質問権、意見陳述権、証拠調べ請求権、裁判官の忌避申立権のほか、検察官から独立した訴因設定権や上訴権まで認める内容のものであり、犯罪被害者を、検察官、被告人とならぶ、刑事裁判のもう一人の当事者として位置づけるものであった。それは、刑事裁判が犯罪被害者のためにもあるということ、手続の構造としても実現しようとするものであったといえよう。

同要綱の訴訟参加制度は、ドイツの公訴参加制度に範を取ったものと考えられるが、それに対しては、そのような広範な犯罪被害者の刑事裁判への参加は、ドイツの刑事裁判が職権主義に基づくものであるがゆえに可能なものであって、当事者主義の刑事手続には馴染まないという批判もあった。確かに、当事者主義の手続を、検察官と被告人という両当事者の主張と立証に基づいて事実を解明し、刑を決定していく手続と捉えれば、そこに第三者である犯罪被害者を参加させるのは困難な面がある。しかし、これに対しては、犯罪被害者をいわば第三の当事者として参加させる当事者主義というものがあってもおかしくはないという意見もあり、要綱はまさにそのような考え方に基づいていたのである。

しかし、この制度を導入することは、わが国の刑事裁判の構造に根本的な変更を加えることになるため、部会では多くの賛同を得られなかった。そのため、基本的には従来の二当事者による対審構造を維持しつつ、一定の範囲で犯罪被害者の関与を認める内容を持つ、被害者参加制度が採用されることになったのである。被害者参加制度のこうした性格は、被害者参加人に

は、訴因設定権、上訴権、証拠調べ請求権などは認められておらず、その権限がかなり限られたものであることや、制度全体の構造として、犯罪被害者が独立の当事者として刑事裁判に参加し、活動するというよりは、検察官と密接なコミュニケーションをとりながら活動することが想定されているところに表れている。こうした制度は、あすの会の要綱に示された訴訟参加制度と比べれば、犯罪被害者の地位が弱いものであることは否定できない。しかし、その一方で、被害者参加人は、個別の権限とは別に、検察官に対して、当該事件についての検察官の権限行使に対して意見が表明でき、それに対して検察官は権限の行使ないし不行使についてその理由を説明しなければならないとされているから、これにより、被害者参加人が、その権限外の事項についても事実上影響力を及ぼす余地があるということもできよう。

また、犯罪被害者が刑事裁判に関与する方式という観点から見ると、犯罪被害者に認められる個別の権限のみを法律に規定するのではなく、一般的に犯罪被害者に刑事裁判への参加を認めるものとし、参加を認められた者を被害者参加人としたうえで、その被害者参加人に認められる権限を規定するというかたちがとられた。これは、まず被害者参加人という訴訟手続上の地位があり、その地位から具体的な権限が生じることを示しているとするのが素直である。そして、これにより、犯罪被害者は、刑事裁判の当事者ではないとしても、個別の訴訟行為を行うことができるというにとどまらない一定の訴訟上の地位を得ることになったのであり、その意味で、制度上も、刑事裁判は犯罪被害者のためのものでもあると位置づけられることになったという見方も可能であろう。

#### IV. 今後の課題

以上のような一連の法改正により、犯罪被害者は、刑事手続上一定の権限を有することが明記された。それゆえ、その権限の行使が不当に妨げられた場合に、それが違法となることは明らかである。もっとも、それを超えて、犯罪被害者等基本法をはじめとする一連の立法により、犯罪被害者が、一般的に、犯人の適正な処罰を求める権利を有することになったといえるかは、これとは別の問題である。この点につき、犯罪被害者等基本法制定後に発生した事件において、被害者の遺族が、犯罪被害者等基本法に規定された犯罪被害者等がその尊厳にふさわしい処遇を受ける権利（3条1項）を根拠に、適正な捜査、公訴提起、公判の遂行がなされなかったとして国家賠償を請求した事案につき、一連の立法によっても、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使が、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであるとの原則が変更されていないことから、それらの立法により、捜査権及び公訴権の行使並びにこれらに基づく刑事処罰の結果について、犯罪被害者等に対し、適正な処罰等により被害回復を図る権利が付与されたものとは認められず、それゆえ、犯罪被害者等が捜査又は公訴提起によって受ける利益が事実上の利益にとどまるとした前述の最高裁判平成2年判決と異なる判断をすべき状況にあるとは認められないとして、請求を棄却した裁判例がある（東京高判平成22・11・2訟務月報57巻7号2011頁）。

犯罪被害者等基本法に定められた権利の法的性格に照らせば、現在の法制度の下では、この

裁判例の結論を覆すことは難しい。そして、被害者参加制度の導入時の議論に鑑みると、今後、捜査から公判まで刑事手続の全般にわたって、犯罪被害者等に対し適正な処罰等により被害回復を図る権利が付与されたと評価できるような制度を創設することも困難であろう。そうだとすれば、刑事手続が犯罪被害者のためにもあるということを現実化していくために今後行うべきことは、実際の刑事手続の運用において、犯罪被害者の正当な意見が反映されていくようにすることである。そのためには、警察、検察庁、裁判所側で犯罪被害者に配慮した対応をより一層進めていくことが重要であるのはもちろんであるが、それと同時に、犯罪被害者側からの働きかけを強化していくことも必要である。ただ、それを犯罪被害者自身に期待するのは困難であり、そのためには、法律の専門家である弁護士の援助が不可欠であろう。この点に関しては、2020年の7月から、法務省において、被害者参加がなされる場合に限定されない、一般的な犯罪被害者支援弁護士制度の検討が開始されている。現時点では、未だ具体的な制度の骨格は明らかになっていないが、犯罪被害者のための刑事手続が実質的に構築されるためのステップとなるような制度の創設を期待したい。